

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで  
(令和7年3月31日まで)

## 指名停止措置に関する調書

### 1. 指名停止措置業者

住 所 (本 社) 北海道札幌市中央区南七条西1丁目21番地1  
(支 社) 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目6番3号  
商号又は名称 明治コンサルタント株式会社

### 2. 指名停止措置期間

令和6年10月1日 ~ 令和7年3月31日 (6か月間)

### 3. 事実の概要

福岡県飯塚農林事務所が令和6年8月8日に行った指名競争入札において、落札者となったが、正当な理由なく契約を辞退したため。

### 4. 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第9号に該当する。  
従って、本件については、指名停止6か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第9号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

・適用